

平成四年労働省・建設省令第一号

勤労者財産形成促進法施行令附則第五項
勤労者財産形成促進法施行令附則第五項の
事項及び基準を定める省令

附則 十七年法律第八十二号 附則第三条第一項の規定による解散前の住宅金融公庫が定める基準に適合すること。

条第二項第三号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理した同法第十条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用促進事業団又は住宅金融公庫が同日前に申込みを受理したこれらとの貸付けについては、なお従前の例による。

を受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

勤労者財産形成促進法施行令附則第五項の厚生労働省令・国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省は、国土交通省令で定める基準は、それぞれ当該二三事項に準じるものとする。

附 則（平成一一年一〇月一日労働省・建設省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一二年五月二六日労働省・建設省令第二号）
この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十二年十月一日からし、

二 住宅の構造 勤労者財産形成促進法施行令第 三十六条第二項及び第三項の基準を定める省令

2 施行する。
改正後の労働者財産形成促進法施行令附則第
六項の事項及び基準を定める省令の規定は、雇
用・能力開発機構が平成十二年十月一日以後に
申込みを受理する労働者財産形成促進法（昭和
四十六年法律第九十二号）第九条第一項第三号
の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込み
を受理する同法第十条第一項本文の貸付けにつ
いて適用し、雇用・能力開発機構又は住宅金融

三 住宅の種類 地上階数三以上を有し、かつ、かつ、共同住宅の用途に供する建築物内の住宅である。

公庫が同日前に申込みを受理したこれらの貸付けについては、なお従前の例による。
附 則（平成一二年一〇月三一日労働省・建設省令第四号）

五 住宅の維持管理 次のイからハまでのいすれにも該当するものであること。

（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。
附 則（平成一四年四月一日厚生労働省・国土交通省令第二号）
この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

口 管設備及び電気設備が、安全上、衛生上及び耐久上支障のない状態であること。

2 改正後の労働者財産形成促進法施行令第三十九条第三項の基準を定める省令及び労働者財産形成促進法施行令附則第六項の事項及び基準を定める省令の規定は、雇用・能力開発機構がこの省令の施行の日以後に申込みを受理する労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二

（平成九年四月一日労働省・建設省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

改正後の労働者財産形成促進法施行令第三十一条第二項の基準を定める省令、労働者財産形成促進法施行令附則第六項の事項及び基準を定める省令及び労働者財産形成促進法施行令附則第八項の住宅を定める省令の規定の適用については、雇用促進事業団が平成九年四月一日以後に申込みを受けたこれらの貸付けについては、なお従前の例による。

成十三年（平成十一年法律第八十六号）の施行の日（平成十一年一月六日）から施行する。
附 則（平成十四年四月一日厚生労働省・国土交通省令第二号）
この省令は、平成十四年十月一日から施行する。
改正後の勤労者財産形成促進法施行令第三十二条第三項の基準を定める省令及び勤労者財産形成促進法施行令附則第六項の事項及び基準を定める省令の規定は、雇用・能力開発機構がこの省令の施行の日以後に申込みを受理する勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第九条第一項第二号の貸付け及び住宅金融公庫が同日以後に申込みを受理する同法第十一条第一項本文の貸付けについて適用し、雇用・能力開発機構又は住宅金融公庫が同日前に申込み